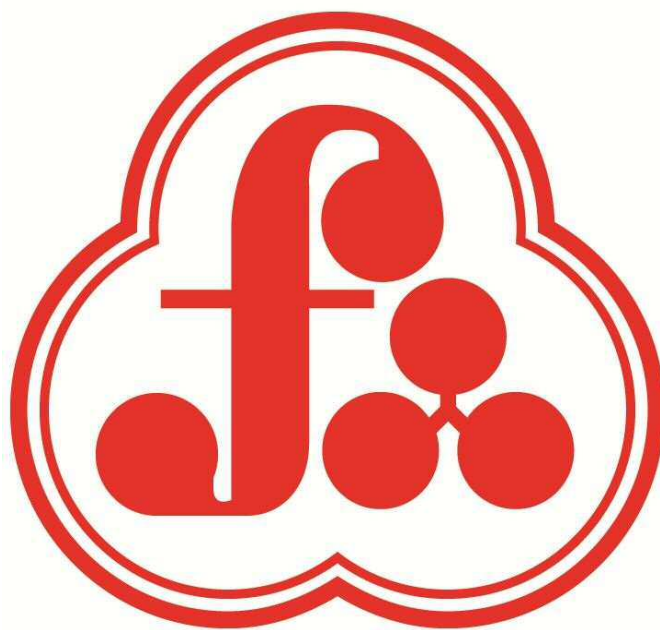


JA 福光の現況

(令和4年度福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



福光農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	1
3. 事業の概況（令和4年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	3
5. リスク管理の状況	6
6. 自己資本の状況	19
7. 主な事業の内容	20

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	34
2. 損益計算書	35
3. 注記表	
令和3年度	36
令和4年度	46
4. 剰余金処分計算書	56
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	57
8. 会計監査人の監査	57

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	58
2. 利益総括表	59
3. 資金運用収支の内訳	59
4. 受取・支払利息の増減額	59

III 事業の概況

1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	60
② 定期貯金残高	60
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	60
② 貸出金の金利条件別内訳残高	60
③ 貸出金の担保別内訳残高	61
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	61
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	61

⑥ 貸出金の業種別内訳残高	61
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	62
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の 保全状況	63
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	63
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
⑪ 貸出金償却の額	64
(3) 内国為替取扱実績	64
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	64
② 商品有価証券種類別平均残高	64
③ 有価証券残存期間別残高	65
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	66
② 金銭の信託の時価情報等	66
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティ ブ取引	66
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	67
(2) 医療系共済の共済金額保有高	67
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	67
(4) 年金共済の年金保有高	68
(5) 短期共済新契約高	68
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	69
(2) 受託販売品取扱実績	69
4. 指導事業	69

IV 経営諸指標

1. 利益率	70
2. 貯貸率・貯証率	70

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	71
2. 自己資本の充実度に関する事項	73
3. 信用リスクに関する事項	75
4. 信用リスク削減手法に関する事項	78
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	79
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	79
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	79

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	80
9. 金利リスクに関する事項	81

【JAの概要】

1. 機構図	83
2. 役員一覧	84
3. 会計監査人の名称	84
4. 組合員数	84
5. 組合員組織の状況	85
6. 特定信用事業代理業者の状況	85
7. 地区一覧	85
8. 店舗等のご案内	86

法定開示項目掲載ページ一覧	87
---------------	----

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

農業と農協の取り巻く情勢は変革の渦中にあります。また、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する世界的な資源価格の混乱も終息が見えず、不透明な経済情勢が農業および関連事業にも大きな影響を及ぼしています。

このような情勢の中、皆様に協議策定いただいた協同活動強化第16次3か年運動「安心して暮らせる地域社会をめざして」の初年度として、

- ◆「次世代へつなぐ地域農業の実現」
- ◆「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」
- ◆「次代へつなぐ『地域に根ざした協同組合』を目指して」

の大きな3つの柱のもと、その実践を組合員はもとより地域の皆様と一体となって取り組んで参りました。

本年は協同活動強化第16次3か年運動の2年目として、引き続き財務の健全化、内部管理態勢の整備、コンプライアンス態勢の強化等を図りつつ、今こそ安心して暮らせる地域社会をめざし、組合員の要望に応え、より一層信頼される体制の確立をめざしてまいります。

この冊子は皆様のお役に立てる様々なサービスをご提供させていただくにあたり、令和4年度の事業実績等を「JA福光の現況」としてとりまとめたものです。ご高覧いただければ幸いです。

今後とも皆様に信頼される農協となるよう役職員全員で努めていきますので、一段のご利用、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い致します。

代表理事組合長 幅田 浩司

1. 経営方針

当JAは「信用第一」「相互の信頼感」「創意工夫」の信条のもと、協同活動強化第16次3か年運動を基本に、組合員組織基盤の維持・拡大を図るとともに、競争力の強化と信頼性の向上を図り、組合員と地域の皆様に支持され、安心して利用いただける健全性の高い経営に努めてまいります。

今年は協同活動強化第16次3か年運動の2年目として、財務の健全化、内部管理態勢の整備、コンプライアンス態勢の強化を図ります。また、下記の3本柱により安心して暮らせる地域社会をめざし、組合員及び利用者の要望に応え、より一層信頼される体制の確立をめざしてまいります。

★ 次世代へつなぐ地域農業の実現

- I. スマート農業の推進と労働生産性の向上
- II. 需要に応じた地域農業の戦略
- III. 次世代の農業を担う若者世代の確保

★ 豊かで暮らしやすい地域社会の実現

- I. JA事業を通じたインフラ機能の発揮
- II. JAくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化

★ 次代へつなぐ「地域に根ざした協同組合」を目指して

- I. 持続可能な組織・事業基盤の確立
- II. ニーズを踏まえた事業活動の実践
- III. 自己改革の実践を支える経営基盤の強化

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和4年度）

◇ 全体的な概況

農業・農協をとりまく環境が大きく変化する中で、経営基盤の健全な発展を継続するため、農協法・JAバンク法に基づき「次代へつなぐ協同」をめざして事業に取り組んで参りました。

また、協同活動強化第16次3か年運動「安心して暮らせる地域社会をめざして」の初年度として、「次世代へつなぐ地域農業の実現」、「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」、「次代へつなぐ『地域に根ざした協同活動』を目指して」の大きな3つの柱のもと、その実践を皆様と共に取り組んで参りました。

◇ 信用事業

信用事業では、皆様に積み上げを頂きました貯金は672億6千万円、計画比で99.7%となり、貸出金は住宅ローン等のバンクローンや農業資金の利用が54億円、計画比96.8%となりました。

◇ 共済事業

共済事業では、「組合員・利用者に寄り添った安心と満足の提供」と「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」をテーマとし、対面と非対面が融合した活動の実践に取り組んできました。その結果、長期・短期新契約は3,065千ポイントの実績で計画比87.1%となりました。多額の満期によって保有契約高は1,328億円と期首保有高を下回りました。

◇ 購買事業

購買事業では、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けつつも感染対策を徹底しながら利用拡大を図ってきました。購買全体の供給高は25億1千万円で、計画比99.5%となりました。

◇ 販売事業

販売事業では、トレーサビリティシステムによる情報開示とリスク・危機管理対策の強化、品質（均質）向上対策の強化、農薬の適正使用の啓蒙強化に努めてまいりました。農畜産物あわせた販売品全体で20億2千万円の取扱高となりました。

◇ その他の事業

その他の事業として、会館利用事業では福光中央会館の効率的利用とPRに努めましたが、コロナ禍で飲食を伴う会議は見込めず総利益で6百万円となったほか、旅行事業でもJA独自企画を含む団体旅行のほとんどが中止となりました。また、介護保険・福祉事業では総利益は7千5百万円となりました。

組合員はじめ利用者皆様の日頃からのご利用に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解・ご協力をお願いし事業報告と致します。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当ＪＡは、南砺市（平成１６年１１月１日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当ＪＡでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・新たな農政に対応した持続可能な地域農業の振興
- ・農業所得向上をめざした販売戦略の展開

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳ととやまＧＡＰ規範の継続
- ・農薬の適正使用の指導推進
- ・環境に配慮した被覆コート肥料への転換

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・安全・安心・信頼される農産物の生産指導
- ・学校給食への食材提供による地産地消の促進

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、６７，２５５百万円（うち定期積金の残高は１，００９百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	５９，２１５百万円
そ の 他	８，０４０百万円
合 計	６７，２５５百万円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、5, 405百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	3, 382百万円
地 方 公 共 団 体	1, 373百万円
そ の 他	650百万円
合 計	5, 405百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

○ 地域で採れた食材の学校給食への提供

春はアスパラガスやキャベツ、夏には馬鈴薯・玉ねぎ、秋にはキャベツ・ブロッコリーや甘藷等を中心に、管内の小学校に食材として提供しています。

○ 各種文化活動

女性部員を対象に生活文化の向上を図る目的として、環境問題から料理・健康等についての勉強会や趣味の活動を行っています。

○ スポーツイベントの開催

組合員やその家族を対象として各種スポーツイベントを開催し、心身の健康づくりに貢献しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

○ 年金友の会

地区センター毎に会員の親睦会を開催しています。また、会員の誕生日には、お花をプレゼントしています。

○ 共済友の会

地区センター毎に会員の親睦を図っています。

○ 旅行友の会

地区センターを核として国内や海外の旅行を企画・実施しています。

(3) 情報提供活動

○ 農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は農政や営農情報及び地域の出来事を組合員の皆様にお知らせしております。また、皆様からのご意見等も掲載しております。

○ ホームページでの情報伝達、PR

ホームページアドレス <http://www.ja-fukumitsu.or.jp>

電子メールアドレス jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp

◇ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

農業技術・生産性向上に向けた研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取り組み、担い手経営体や農業者等のニーズを把握しサービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の資金ニーズに応えるための農業融資担当者研修を実施し、また、JAバンク農業金融プランナーを配置して、農業者からの幅広い相談に応えることができる態勢整備を行っています。

(3) 地域活性化のための融資をはじめとする支援

融資部門と営農生活部門が連携して農業融資・資金提供を行い、また農林中央金庫や行政・関係機関の担当部署と連携して地域活性化の支援を行っています。

(4) 地域への貢献

地域小学生や未就学児の農業への理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材の配布や農業体験学習の受入れ等に取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、管理室に審査課を設置し融資課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び

A L M委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 J Aでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J Aでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当ＪＡでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和5年6月1日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、すべての課ごとにコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ＡＤＲ制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口

信用事業 金融業務課（電話：0763-52-1331（月～金 午前９時～午後４時））

共済事業 共済課（電話：0763-52-1332（月～金 午前９時～午後４時））

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

ＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、
電話：03-6837-1359）

※ 平成31年4月1日以降、富山県ＪＡバンク相談所は、（一社）ＪＡバンク相談所へ運営を移管しております。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先 (住所・電話番号) につきましては、上記ホームページを
ご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

(注) JAの最寄りの連絡先の電話番号を掲載する場合は、「最寄りの連絡先について
は、」を「上記以外の連絡先については、」とする。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

福光農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

福光農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っている。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

福光農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
- （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

２．利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

３．適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

４．安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第２条第６項が規定する、個人情報データベース等（保護法第２条第４項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

５．匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第２条第９項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

６．第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法１９条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

７．機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

８．開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第２条第７条に規定するデータをいいます。

９．苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

１０．継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当ＪＡでは、お客様に満足してご利用いただけるよう日頃より心がけていますが、当ＪＡの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当ＪＡは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

管理室 電話番号／０７６３－５２－１３３５

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前９時～午後５時

◇ 内部監査体制等

当ＪＡでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの事業所すべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップし

ています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
R4.4.18 - 20	令和3年度決算監事監査	12	10	22
R4.6.29 - 30	第1・四半期末監事監査、第1回内部監査	8	16	24
R4.8.30	上半期末購買品・受託販売品棚卸実査	4	4	8
〃	貯蔵品・簡易郵便局資産実査			
R4.10.14	貯金者データ整備に係る内部監査		2	2
〃	余裕金運用に係る内部監査		2	2
R4.10.18 - 20	上半期末監事監査	9	9	18
R4.11.28	第2回内部監査(無通告)	1	2	3
R5.1.26 - 27	第3・四半期末監事監査、第3回内部監査	8	16	24
〃	子会社「丸一」決算監査	1		1
R5.2.27	令和3年度農協直売に係る共同計算の内部監査		2	2
R5.2.27 - 3.1	期末購買品棚卸実査・貯蔵品・郵便局資産実査	3	4	7

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年２月末における自己資本比率は、17.65%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	福光農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	9 7 5 百万円（前年度9 7 7 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中央金庫という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌 23 ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌 24 ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国の J Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 25 ページから 30 ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 31 ページから 32 ページをご覧ください。

〔経済事業〕

◇ 購買事業

生産購買では年間購買体制の徹底と営農指導・販売事業と連携した生産資材の安定供給を、生活購買ではJ Aらしい組織購買の展開、自動車燃料ではきめ細やかなサービスと整備の徹底に心がけています。

◇ 営農販売事業

ライスコンビナート施設（カントリーエレベーター）を核とし、生産履歴の情報を開示しながら、安全・安心な福光米の安定供給に努力しています。

◇ 指導事業

営農指導では各地区担当の営農指導員を置き、高品質・良食味・安全・安心な農産物の生産を柱に、環境保全、後継者の育成、低コスト生産などを推進しています。

生活指導では活力ある組織づくりを中心に、健康な体づくり、安全な暮らしづくり、子供の健全育成、女性の地位向上などを進めています。

〔その他の事業〕

◇ 介護保険・福祉事業

訪問介護事業、居宅介護支援事業と合せて、デイサービス（通所介護事業）を実施し、高齢者の生活支援に努めています。

◇ 簡易郵便局

中山間地における郵便事業の利便性を提供しています。

◇ 旅行事業

国内外の旅行を提供し、組合員や利用者の娯楽とリフレッシュに貢献しています。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」はＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2022年3月末現在で4,627億円となっています。

【主な貯金商品】

種 類	しくみと特色	お預入期間	お預入額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 更にキャッシュカードをご利用になると全国の J A の C D ・ A T M はもちろん他の提携金融機関やコンビニ A T M もご利用いただけます。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1 円以上
貯 蓄 貯 金	お預け入れ残高に応じて、4 段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1 円以上
当 座 貯 金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	1 円以上
ス ー パー 定 期 貯 金	お預け期間は 1 ヶ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。預入期間が 3 年以上は有利な半年複利も選択できます。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1 円以上
大 口 定 期 貯 金	大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1,000 万円 以上
期 日 指 定 定 期 貯 金	お利息が 1 年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから 1 年たてば 1 ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金（1 万円以上）の一部引き出しもできます。	最長 3 年	1 円以上 (ただし通帳式 は 1 万円以上)
変 動 金 利 型 定 期 貯 金	市場金利に応じて 6 ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1 ・ 2 ・ 3 年	1 円以上
定 期 積 金	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。	6 ヶ月以上 1 0 年以内	1 回 1,000 円 以上
一 般 財 形 貯 金	積立額、目的ともご自由。お預入れ後、3 年経過すればいつでもお引出しできます。	3 年以上	1 回 1 円以上
財 形 住 宅 貯 金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な貯金です。また、年金財形と合わせて 5 5 0 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上
財 形 年 金 貯 金	退職後の生活に備えた資金作りに最適です。在職中に積立を行い、6 0 歳以降に年金としてお受け取りできます。また、住宅財形と合わせて 5 5 0 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	資 金 使 途
住宅ローン	住宅の新築・購入(中古住宅を含む)、土地の購入、住宅の増改築・改装・補修、他金融機関の住宅ローン資金借換
マイカーローン	自動車の購入・付随費用、車検・整備・修理費用、運転免許取得費用、カー用品等の購入、車庫の建設、他金融機関のマイカーローン資金借換
フリーローン	自由 ※事業性、投機性、不動産資金は除く
教育ローン	入学・在学の費用、他金融機関の教育ローン資金借換
リフォームローン	住宅の増改築、住宅設備機器購入、造園等の住宅周辺施設改修、他金融機関のリフォームローン資金借換
カードローン	自由 ※事業性、投機性、不動産資金は除く
教育カードローン	教育に関する一切の資金
農機ハウスローン	農機具の購入費、点検・修理費用、車検費用、購入に付帯する費用、保険掛金、他金融機関の農機具ローン資金借換、パイプハウス・格納庫建設資金
農業近代化資金	農業施設の建設・購入・改良・復旧資金、農業機械の購入・改良・復旧資金、果樹花木の植栽・育成費、家畜の購入・育成費、長期運転資金
農機具ローン	農業機械全般の購入資金・修理・点検・整備・車検費用、免許取得費用、簡易な建築物の購入・設置・解体・改修資金、設備投資関連以外の農業運転資金、他金融機関の農機具ローン資金借換
貯金担保貸付	生活資金など
共済担保貸付	生活資金など
年金担保貸付	生活資金など

※ 上記の他にも融資商品をご用意しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

＜当 J A 提携保証会社＞ 富山県農業信用基金協会、協同住宅ローン株式会社
三菱 U F J ニコス株式会社、株式会社ジャックス
富山県信用保証協会、全国保証株式会社

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当農協のATMをはじめ、全国の提携金融機関やコンビニ、ゆうちょ銀行のATMでご利用できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立て下さい。なお、手数料については手数料一覧表をご参照下さい。
JA カード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当農協のキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

○内国為替の取扱手数料

			店頭表示(員外)	組合員様がご依頼のもの	
			他金融機関宛 (系統含む)	系統機関宛	他金融機関宛
振込手数料	電信扱い	1万円未満	440円	220円	440円
		1万円以上 3万円未満	550円	330円	550円
		3万円以上	770円	550円	770円
	文書扱い	1万円未満	330円	110円	330円
		1万円以上 3万円未満	440円	220円	440円
		3万円以上	660円	440円	660円
送金手数料	普通扱い	1件につき	660円		
	電信扱い	1件につき	880円		
代金取立手数料	普通扱い	1通につき	660円		
	至急扱い	1通につき	880円		
その他手数料		・送金、振込の組戻し料	1通につき	660円	
		・取立手形組戻し料	1通につき	660円	
		・取立手形店頭呈示料	1通につき	660円	
		ただし、660円を超える経費を要する場合はその実費を申し受けます。			
		・不渡手形返却料	1通につき	660円	
		・離島回金料	お支払いいただく必要はありません。		

ATM	振替手数料	無 料				
	振込手数料	金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
		1万円未満	無 料	110円	110円	220円
		1万円以上 3万円未満	無 料	110円	110円	220円
		3万円以上	無 料	220円	330円	440円

JAネットバンク (個人)	振替手数料	無 料				
	振込手数料	金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
		1万円未満	無 料	無 料	110円	220円
		1万円以上 3万円未満	無 料	無 料	220円	275円
		3万円以上	無 料	無 料	330円	440円

JAネットバンク (法人IB)	取引種別	金額	当JA内宛	県内JA宛	県外JA宛	他行宛
	振込 (振替手数料)	3万円未満	無 料	220円	330円	440円
		3万円以上	無 料	330円	440円	660円
	総合振込 手数料	3万円未満	無 料	220円	330円	440円
		3万円以上	無 料	330円	440円	660円
	給与・賞与 振込手数料	3万円未満	無 料	110円	110円	220円
		3万円以上	無 料	110円	110円	220円

○貯金ネットサービス顧客手数料

※ご利用可能時間はATMにより異なりますのでご注意ください。

ATM	取扱日	取扱時間	顧客手数料	
			出金	入金
富山県内JA	平 日	8:00 ～ 21:00	無 料	無 料
	土日・祝日	8:45 ～ 17:00		
富山県外JA	平 日	8:00 ～ 21:00	無 料	無 料
	土日・祝日	8:00 ～ 21:00		
三菱UFJ銀行	平 日	8:00 ～ 8:45	110円	—
		8:45 ～ 18:00	無 料	—
		18:00 ～ 21:00	110円	—
	土日・祝日	8:00 ～ 21:00	110円	—
ゆうちょ銀行	平 日	8:00 ～ 8:45	220円	110円
		8:45 ～ 18:00	110円	110円
		18:00 ～ 21:00	220円	110円
	土曜日	8:00 ～ 9:00	220円	110円
		9:00 ～ 14:00	110円	110円
		14:00 ～ 21:00	220円	110円
	日曜・祝日	8:00 ～ 21:00	220円	110円
セブン銀行・ ローソン・ イーネット(※1)	平 日	8:00 ～ 8:45	110円	110円
		8:45 ～ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ～ 21:00	110円	110円
	土曜日	8:00 ～ 9:00	110円	110円
		9:00 ～ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ～ 21:00	110円	110円
	日曜・祝日	8:00 ～ 21:00	110円	110円
JFマリンバンク	平日・土日祝日	8:00 ～ 21:00	無 料	—

(※1) イーネットはファミリーマート設置のATMです。

キャッシング	平 日	8:00 ～ 8:45	110円	—
		8:45 ～ 18:00	無 料	—
		18:00 ～ 21:00	110円	—
	土曜日	8:00 ～ 9:00	110円	—
		9:00 ～ 14:00	無 料	—
		14:00 ～ 21:00	110円	—
	日曜・祝日	8:00 ～ 21:00	110円	—

(注) “—”は、ご利用いただけない取引です。

信用手数料一覧

項 目		単 位	金 額	備 考
各種口座振替「紙媒体による持込」		1件	155 円	
各種口座振替「データによる持込」		1件	88 円	
各種口座振替「定時自動集金」		1件	55 円	
各種口座振替「法人ネットバンク伝送」		1件	33 円	
手形用紙代		1枚	132 円	
手形用紙代		1冊	1,320 円	
マル専口座取扱(割賦販売通知書)		1通	3,300 円	
〃 手形用紙		1枚	550 円	
小切手用紙代		1冊	1,320 円	
残高証明書		1件	550 円	
残高証明書(監査法人向け)		1件	3,300 円	
証書・通帳再発行		1件	1,100 円	
キャッシュカード発行		1件	0 円	
キャッシュカード再発行(磁気カード→ICカード)		1件	0 円	
キャッシュカード再発行(ICカード→ICカード)(注1)		1件	1,100 円	
キャッシュカード再発行(一体型→一体型)(注1)		1件	1,100 円	別途UFJニコス所定手数料負担有
取引履歴明細票発行		1枚	110 円	
暗証番号照会料		1回	550 円	
貸出業務手数料	ローンカード再発行	1件	550 円	
	返済条件変更	1件	5,500 円	貯担・共済担保除く
	全額繰上返済	1件	5,500 円	貯担・共済担保除く
	一部繰上返済	1件	3,300 円	住宅ローン、貯担・共済担保除く
	住宅ローン一部繰上返済(ネットバンク)	1件	0 円	
	住宅ローン融資実行手数料	1件	11,000 円	
融資可能証明書		1件	5,500 円	
定額自動送金サービス		年間基本料	660 円	振込手数料は別途為替手数料
JAネットバンクサービス利用(個人)		月額	0 円	
JAネットバンクサービス利用(法人)		月額	1,100 円	照会・振込サービス(リアル系取引)
JAネットバンクサービス利用(法人)		月額	3,300 円	照会・振込サービス(リアル系取引) データ 伝送サービス(総振・給振・口座振替)
JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)		月額	3,300 円	
国債等保護預り口座管理		1口座月額	110 円	
個人向け国債口座管理		〃	110 円	
登記簿謄本等発行利用料		1案件	714 円	
別紙両替・金種指定出金・大量硬貨入金手数料表による				

(料金記載の金額には、10%の消費税が含まれています)

(注1)キャッシュカードの磁気不良による再発行は無料

両替・金種指定出金・大量硬貨入金手数料一覧

項 目	枚 数	金 額	備 考
両替手数料	1枚～100枚	無料	◎無料での取扱いは、1日1回限り
	101枚～300枚	110 円	
	301枚～1000枚	330 円	
	1001枚～2000枚	660 円	
	2001枚以上は1000枚毎に330円加算		
	◎同一金種・汚損紙幣・硬貨や記念硬貨は無料		
	◎両替の取扱い枚数は、お客様が受取る枚数、または持参される枚数のいずれが多い方		
	◎新券への両替は、同一金種であっても100枚を超える部分は有料		
金種指定出金手数料	1枚～100枚	無料	◎無料での取扱いは1日1回限り
	101枚～300枚	110 円	
	301枚～1000枚	330 円	
	1001枚～2000枚	660 円	
	2001枚以上は1000枚毎に330円加算		
	◎お引出し総枚数から1万円紙幣を除いた枚数で計算します		
	但し、1万円紙幣が新券の場合は、お取扱い枚数に含みます		
大量硬貨入金手数料	1枚～1000枚	無料	
	1001枚～2000枚	550 円	
	2001枚以上は1000枚毎に220円加算		
	◎入金の際に、硬貨の枚数が1001枚以上になる場合は入金手数料が必要 但し、農産物販売代金等の入金は対象外とする		
	◎当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金への入金や振込、税金等の納付、払込が対象 但し、寄付金や義援金の振込、払込は無料		
	◎オープン出納機・OTM等、機器で計数できないものはお預りできません		

(料金記載の金額には、10%の消費税が含まれています)

【キャッシュサービス一覧】

設置場所	所在地	稼働時間		
		平 日	土曜日	日曜日・祝祭日
金融共済部金融本店	南砺市荒木 5318	8:45～19:00	8:45～17:00	8:45～17:00
う米蔵	南砺市天神 241	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
セルフSS	南砺市遊部 770	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
福光地区センター	南砺市福光 6722	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
南砺市役所福光庁舎前	南砺市荒木 1550	8:00～21:00	8:45～17:00	8:45～17:00
サンキューフレッサ店	南砺市荒木 5418	8:45～20:00	8:45～17:00	8:45～17:00

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯の万一保障で将来の安心を確保します。万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる入院時に共済金をまとまった一時金で受け取ることができ、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院、リハビリ等、様々な治療費にも活用できます。一生涯保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できます。
引受緩和型医療共済	ご契約成立後、1年以内の入院・手術等による共済金のお支払額は50%となりますが、健康に不安のある方もご加入しやすい医療共済です。通院中の方も病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。持病の悪化・再発もしっかり保障します。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
介護共済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせ予定利率を毎年見直しますの で年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されています ので安心です。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの教育資金の準備に適したプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」更に「その他の生活習慣病」を幅広く保証します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡や負傷を保障します。
賠償責任共済	日常生活上の賠償事故を保障します。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済 【クルマスター】	ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障する傷害保障、対人賠償・対物賠償の保障が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車(二輪・原付も含みます)(注記)に加入が義務づけられている「強制共済(保険)」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

(注記)：トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	3年度	4年度		3年度	4年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	64,982,017	65,538,841	1. 信用事業負債	66,547,635	67,423,092
(1) 現金	181,794	182,580	(1) 貯金	66,352,666	67,255,219
(2) 預金	52,281,489	52,466,125	(2) その他の信用事業負債	192,098	165,002
系統預金	52,280,564	52,464,237	未払費用	5,983	4,990
系統外預金	925	1,888	その他の負債	186,115	160,012
(3) 有価証券	6,725,986	7,244,666	(3) 債務保証	2,871	2,871
国債	5,623,966	5,415,616	2. 共済事業負債	157,037	150,962
地方債	1,002,960	1,633,450	(1) 共済資金	69,861	66,043
政府保証債		98,150	(2) 未経過共済付加収入	87,176	84,876
社債	99,060	97,450	(3) その他の共済事業負債		43
(4) 貸出金	5,528,374	5,404,644	3. 経済事業負債	298,255	312,117
(5) その他の信用事業資産	280,764	253,945	(1) 経済事業未払金	241,845	207,285
未収収益	273,617	247,746	(2) 経済受託債務	56,126	104,515
その他の資産	7,147	6,198	(3) その他の経済事業負債	284	318
(6) 債務保証見返	2,871	2,871	4. 雑負債	166,317	228,219
(7) 貸倒引当金	△ 19,261	△ 15,990	(1) 未払法人税等	6,876	2,869
2. 共済事業資産	189	202	(2) リース債務	18,691	20,826
(1) その他の共済事業資産	189	202	(3) 資産除去債務	45,299	45,699
3. 経済事業資産	1,070,344	1,132,872	(4) その他の負債	95,451	158,825
(1) 受取手形	1,613	-	5. 諸引当金	56,338	47,556
(2) 経済事業未収金	163,028	197,461	(1) 賞与引当金	29,387	29,017
(3) 経済受託債権	490,310	534,119	(2) 退職給付引当金	20,321	9,118
(4) 棚卸資産	394,389	380,064	(3) 役員退職慰労引当金	6,631	9,421
購買品	394,389	380,064	6. 繰延税金負債	10,608	-
(5) その他の経済事業資産	23,385	24,031	負債の部合計	67,236,190	68,161,946
(6) 貸倒引当金	△ 2,381	△ 2,802	(純資産の部)		
4. 雑資産	149,836	143,351	1. 組合員資本	5,129,110	5,151,291
(1) 雑資産	149,836	143,351	(1) 出資金	977,045	974,792
5. 固定資産	2,000,983	2,097,906	(2) 資本準備金	16,642	16,642
(1) 有形固定資産	1,979,374	2,081,947	(3) 利益剰余金	4,136,863	4,160,619
建物	3,935,473	3,968,339	利益準備金	1,070,000	1,095,000
機械装置	1,714,988	1,780,049	その他利益剰余金		
土地	630,830	630,830	肥料協同購入積立金	1,566	1,566
リース資産	38,746	47,666	税効果調整積立金	17,933	13,792
その他の有形固定資産	1,054,482	1,101,859	施設整備積立金	830,000	840,000
減価償却累計額	△ 5,395,145	△ 5,446,796	リスク管理積立金	1,135,492	1,155,492
(2) 無形固定資産	21,610	15,959	生産安定対策等積立金	16,852	15,121
6. 外部出資	4,236,801	4,237,120	農林振興積立金	-	50,000
(1) 外部出資	4,280,534	4,280,534	特別積立金	924,465	924,465
系統出資	4,099,567	4,099,567	当期末処分剰余金	140,555	65,183
系統外出資	92,067	92,067	(うち当期剰余金)	(116,399)	(46,124)
子会社等出資	88,900	88,900	(4) 処分未済持分	△ 1,440	△ 762
(2) 外部出資等損失引当金	△ 43,733	△ 43,414	2. 評価・換算差額等	74,869	△ 107,987
7. 繰延税金資産	-	54,958	(1) その他有価証券評価差額金	74,869	△ 107,987
資産の部合計	72,440,170	73,205,250	純資産の部合計	5,203,979	5,043,304
			負債及び純資産の部合計	72,440,170	73,205,250

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	3年度	4年度		3年度	4年度
1. 事業総利益	1,302,357	1,212,550	(9) 保管事業収益	31,425	31,335
事業収益	4,250,156	3,540,868	(10) 保管事業費用	1,155	767
事業費用	2,947,798	2,328,318	保管事業総利益	30,270	30,568
(1) 信用事業収益	401,490	363,322	(11) 加工・利用事業収益	387,494	388,081
資金運用収益	385,346	345,791	(12) 加工・利用事業費用	222,614	240,609
(うち預金利息)	241,216	214,660	加工・利用事業総利益	164,880	147,472
(うち有価証券利息)	42,629	42,445	(13) 介護保険・福祉事業収益	110,169	102,418
(うち貸出金利息)	65,424	66,084	(14) 介護保険・福祉事業費用	30,408	27,327
(うちその他受入利息)	36,077	22,603	介護保険・福祉事業総利益	79,762	75,092
役務取引等収益	13,801	13,932	(15) その他事業収益	31,293	37,307
その他経常収益	2,343	3,598	(16) その他事業費用	24,022	23,775
(2) 信用事業費用	43,835	37,262	その他事業総利益	7,271	13,532
資金調達費用	5,229	3,957	(17) 指導事業収入	24,461	23,219
(うち貯金利息)	4,641	3,702	(18) 指導事業支出	67,958	63,162
(うち給付補填備金繰入)	547	248	指導事業収支差額	△ 43,497	△ 39,942
(うち借入金利息)	19	-	2. 事業管理費	1,240,054	1,238,159
(うちその他支払利息)	22	7	(1) 人件費	874,426	880,995
役務取引等費用	3,277	3,060	(2) 業務費	100,617	95,990
その他経常費用	35,330	30,244	(3) 諸税負担金	37,669	35,903
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 1,518	△ 3,270	(4) 施設費	222,520	220,026
信用事業総利益	357,655	326,060	(5) その他事業管理費	4,823	5,246
(3) 共済事業収益	255,380	237,560	事業利益	62,303	△ 25,608
共済付加収入	232,865	217,980	3. 事業外収益	104,551	100,664
その他の収益	22,514	19,580	(1) 受取出資配当金	67,155	67,155
(4) 共済事業費用	10,168	9,161	(2) 賃貸料	4,377	4,531
共済推進費	1,977	1,822	(3) フレッサ賃貸料	17,550	14,978
共済保全費	4,302	4,088	(4) 雑収入	15,469	14,000
その他の費用	3,890	3,252	4. 事業外費用	14,248	12,924
共済事業総利益	245,211	228,399	(1) 支払雑利息	33	-
(5) 購買事業収益	3,006,544	2,373,377	(2) 外部出資等損失引当金戻入益	837	△ 319
購買品供給高	2,909,389	2,231,865	(3) フレッサ賃貸費用	13,018	12,743
購買手数料	-	44,508	(4) 雑損失	360	500
修理サービス料	84,732	85,754	経常利益	152,606	62,131
その他の収益	12,423	11,250	5. 特別利益	18	99
(6) 購買事業費用	2,623,573	2,008,137	(1) 固定資産処分益	18	99
購買品供給原価	2,552,655	1,936,766	6. 特別損失	11,799	5,623
その他の費用	70,917	71,371	(1) 固定資産処分損	8,686	3,892
(うち貸倒引当金繰入額)	-	421	(2) 生産安定対策費用	3,113	1,731
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 9	-	税引前当期利益	140,825	56,607
購買事業総利益	382,971	365,240	7. 法人税・住民税及び事業税	17,009	6,342
(7) 販売事業収益	90,724	80,350	8. 法人税等調整額	7,417	4,141
販売手数料	73,853	65,320	法人税等合計	24,426	10,483
その他の収益	16,870	15,030	当期剰余金	116,399	46,124
(8) 販売事業費用	12,890	14,219	当期首繰越剰余金	13,627	13,187
その他の費用	12,890	14,219	税効果調整積立金取崩額	7,417	4,141
販売事業総利益	77,833	66,130	生産安定対策等積立金取崩額	3,113	1,731
			当期未処分剰余金	140,555	65,183

3. 注記表

(令和3年度)

(令和3年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)

- (1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

- 購買品(肥料、農薬) …総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 購買品(農機具製品、自動車) …個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 購買品(上記以外の購買品) …売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

正常先債権及び要留意先債権(要管理先含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

(令和3年度)

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部で行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法、受託販売における共同計算の会計処理の方法に関する事項について、その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

(会計上の見積りに関する注記)

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性に関する情報」、「固定資産の減損の見積りに関する情報」、「貸倒引当金の見積りに関する情報」を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 18,804千円 (繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュフローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 21,642千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3,586,494 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,294,652 千円
構築物	329,753 千円
機械装置	1,855,884 千円
車両運搬具	3,783 千円
工具器具備品	98,816 千円
土地	3,606 千円

(令和3年度)

(2) 担保に供している資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証票の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
- ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。

金銭債務は 12,862 千円です。

(4) 貸出金のうち、リスク管理債権等の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は1,709千円です。延滞債権額は50,149千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,858千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

- | | |
|-----------------|----------|
| ①子会社との取引による収益総額 | 120 千円 |
| ②子会社との取引による費用総額 | 1,001 千円 |

VI. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組保管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が33,153千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(令和3年度)

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	52,281,489	52,282,124	635
有価証券			
満期保有目的の債券	399,426	401,500	2,074
その他有価証券	6,326,560	6,326,560	—
貸出金	5,528,374		
貸倒引当金	△ 19,261		
貸倒引当金控除後	5,509,113	5,586,878	77,765
資産計	64,516,588	64,597,062	80,474
貯金	66,352,666	66,353,690	1,023
負債計	66,352,666	66,353,690	1,023

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

(令和3年度)

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,280,534
外部出資損失等引当金	△ 43,733
外部出資損失等引当金控除後	4,236,801

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	52,281,489	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	200,000	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	600,000	1,400,000	500,000	400,000	-	3,200,000
貸出金	797,071	485,666	444,188	379,724	338,938	3,079,373
合計	53,878,560	2,085,666	944,188	779,724	338,938	6,279,373

※貸出金のうち、当座貸越179,264千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,413千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	54,493,442	6,051,062	4,994,386	516,969	216,508	80,299

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(令和3年度)

Ⅵ. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	399,426	401,500	2,074
合 計		399,426	401,500	2,074

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	4,639,770	4,502,165	137,605
	地方債	101,070	100,000	1,070
	小計	4,740,840	4,602,165	138,675
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	584,770	601,834	△ 17,064
	地方債	901,890	919,150	△ 17,260
	社 債	99,060	100,000	△ 940
	小計	1,585,720	1,620,985	△ 35,265
合 計		6,326,560	6,223,150	103,410

上記の評価差額から繰延税金負債28,541千円を差し引いた額74,869千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(令和3年度)

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	39,773 千円
退職給付費用	45,445 千円
退職給付の支払額	△ 19,321 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 22,549 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 23,027 千円
期末における退職給付引当金	20,321 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	775,994 千円
特定退職金共済制度	△ 187,225 千円
年金資産	△ 568,449 千円
未積立退職給付債務	20,321 千円
退職給付引当金	20,321 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	45,445 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,190千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は120,305千円となっています。

(令和3年度)

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	610 千円
賞与引当金	8,111 千円
退職給付引当金	5,609 千円
役員退職慰労引当金	1,830 千円
外部出資等損失引当金	12,070 千円
J Aバンク支援積立金	9,916 千円
資産除去債務	12,503 千円
減損損失	60,793 千円
その他	2,756 千円
繰延税金資産小計	114,198 千円
評価性引当額	△ 95,393 千円
繰延税金資産合計 (A)	18,804 千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	28,541 千円
資産除去債務 (固定資産増加分)	871 千円
繰延税金負債合計 (B)	29,412 千円
繰延税金負債の純額 (B) - (A)	10,608 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.3 %
事業分量配当金	△ 3.7 %
住民税均等割等	0.4 %
法人税特別控除	△ 1.6 %
評価性引当額の増減	△ 3.3 %
その他	△ 0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.3 %

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

- 購買品（肥料、農薬） …総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（農機具製品、自動車） …個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 購買品（上記以外の購買品） …売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤介護保険・福祉事業

要介護者を対象としたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項**①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について**

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部で行い、両者を合算してプール計算を行う「J A共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「J A共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

②LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

③購買事業等における支払奨励金の会計処理

購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益が255,329千円、事業費用が255,329千円減少していますが、この変更による事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 55,788千円（繰延税金負債との相殺前）
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
- 次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。
- しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
- 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
- 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュフローについては中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
- これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 18,793千円
- ※貸倒引当金の総額を記載しています。
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- i) 算定方法
- 「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
- ii) 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,526,609千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	1,294,652千円
構築物	329,753千円
機械装置	1,795,999千円
車両運搬具	3,783千円
工具器具備品	98,816千円
土地	3,606千円

(2) 担保に供している資産

- ①有価証券100,000千円は前払式証券の発行にかかる保証金として法務局に供託しています。
 ②預金1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
 金銭債務は 13,181 千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権は 5,658 千円です。
 金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は35,306千円、危険債権額は26,917千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
 破綻更生債権額及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,223千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記**(1) 子会社との取引総額**

- ①子会社との取引による収益総額 120 千円
 ②子会社との取引による費用総額 1,000 千円

VI. 金融商品に関する注記**(1) 金融商品の状況に関する事項****①金融商品に対する取組方針**

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制**i) 信用リスクの管理**

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。
 また、通常の貸出取引については、融資審査部署にて与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が19,933千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	52,466,125	52,449,730	△ 16,395
有価証券			
満期保有目的の債券	199,956	200,080	124
その他有価証券	7,044,710	7,044,710	—
貸出金	5,404,644		
貸倒引当金	△ 15,990		
貸倒引当金控除後	5,388,654	5,417,433	28,779
資産計	65,099,445	65,111,953	12,508
貯金	67,255,219	67,207,390	△ 47,829
負債計	67,255,219	67,207,390	△ 47,829

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。
また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,280,534
外部出資損失等引当金	△ 43,414
外部出資損失等引当金控除後	4,237,120

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号
2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	52,466,125	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,400,000	500,000	400,000	—	—	4,800,000
貸出金	839,457	476,348	410,433	369,437	335,380	2,971,007
合計	54,905,582	976,348	810,433	369,437	335,380	7,771,007

※貸出金のうち、当座貸越175,901千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない
劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。
※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,582千円は償還の予定が見込
まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	57,482,780	4,999,371	4,265,175	220,970	195,994	90,929

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の
とおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 国 債	199,956	200,080	124
合 計	199,956	200,080	124

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	3,848,880	3,789,797	59,083
	地方債	100,110	99,903	207
	小計	3,948,990	3,889,700	59,290
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,366,780	1,478,368	△ 111,588
	地方債	1,533,340	1,626,192	△ 92,852
	社 債	97,450	100,000	△ 2,550
	政府保証債	98,150	99,604	△ 1,454
	小計	3,095,720	3,304,163	△ 208,443
合 計		7,044,710	7,193,863	△ 149,153

上記の評価差額に繰延税金資産41,166千円を加えた額△107,987千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	20,321 千円
退職給付費用	45,719 千円
退職給付の支払額	△ 14,462 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 21,814 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 20,646 千円
期末における退職給付引当金	9,118 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	736,708 千円
特定退職金共済制度	△ 190,599 千円
年金資産	△ 536,991 千円
未積立退職給付債務	9,118 千円
退職給付引当金	9,118 千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

45,719 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,405千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は108,083千円となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	8,009 千円
退職給付引当金	2,517 千円
役員退職慰労引当金	2,600 千円
外部出資等損失引当金	11,982 千円
J Aバンク支援積立金	10,007 千円
資産除去債務	12,613 千円
減損損失	60,196 千円
その他有価証券評価差額金	41,166 千円
その他	1,956 千円
繰延税金資産小計	151,046 千円
評価性引当額	△ 95,257 千円
繰延税金資産合計（A）	55,788 千円
繰延税金負債	
資産除去債務（固定資産増加分）	830 千円
繰延税金負債合計（B）	830 千円
繰延税金資産の純額（B）－（A）	54,958 千円

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

法定実効税率 （調整）	27.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.6 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.7 %
事業分量配当金	△ 3.2 %
住民税均等割等	1.1 %
法人税特別控除	△ 1.8 %
評価性引当額の増減	△ 0.2 %
その他	△ 0.9 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.5 %

4. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	3年度	4年度
1. 当期末処分剰余金	140,555	65,183
3. 剰余金処分額	127,369	55,126
(1)利益準備金	25,000	10,000
(2)任意積立金	80,000	35,000
うち施設整備積立金	10,000	—
うちリスク管理積立金	20,000	10,000
うち農業振興積立金	50,000	25,000
(3)出資配当金	3,494	3,479
うち普通出資に対する配当金	3,494	3,479
(4)事業分量配当金	18,875	6,646
4. 次期繰越剰余金	13,187	10,058

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和3年度 0.36% 令和4年度 0.36%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和3年度 米出荷量60Kg当たり10円の割合、肥料供給高1,000円当たり10円の割合、農薬供給高1,000円当たり10円の割合

令和3年度(特別事業分量配当) 米出荷量60Kg当たり100円の割合

令和4年度 米出荷量60Kg当たり10円の割合、肥料供給高1,000円当たり10円の割合、農薬供給高1,000円当たり10円の割合

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は下表のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和3年度 10,000千円 令和4年度 10,000千円

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準	
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家負担の軽減を図るため	農協・全農各段階で積み立てるものとし総額63億円を目標とし、このうち農協の積立目標額は1,565,940円とする。	肥料価格が期中上昇し、農家に相当の負担が発生する場合、価格上昇相当額を取り崩す。
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	繰延税金資産の額を限度とする。	繰延税金資産の回収された年度において回収相当額を取り崩す。
施設整備積立金	農業関連施設及び生活関連施設の取得・再取得及び整備・修繕・運営等に係る経費負担に備えるため	積立金の目標額は、10億円とする。	農業関連施設及び生活関連施設の取得・再取得及び修繕を行った場合、減価償却費または整備費・修繕費及び運営費等で多額の経費を要したときに取り崩す。
リスク管理積立金	有価証券運用のリスク負担と貸出金等(経済事業未収金含む)及び外部出資等の不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付引当金の引当、米の直売に係るリスク、事務リスク等、その他農協経営に与える重大なリスクに備えるため	有価証券、貸出金等(経済事業未収金含む)、固定資産、外部出資等の期末帳簿価格の80/1000とする。	有価証券売却損・評価損が生じたとき、自己査定時に貸出金(経済事業未収金含む)及び外部出資等を償却・引当したとき、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付債務に係る外部積立の減損により重大な影響が生じたとき、米の直売にかかると損失が生じたとき、事務リスク等に損失が生じたとき、その他農協経営に与える重大な損失が生じたときに相当額を取り崩す。
生産安定対策等積立金	今後の米穀の安定生産において適正かつ均衡ある生産・販売・流通システム構築に係る安定生産確保に備え、JA経営の健全性を確保するため	63,099,613円とする。	単年度毎の生産安定対策に係る相当額を取り崩す。
農業振興積立金	農作物価格や生産資材価格の著しい変動もしくは大規模な自然災害など、予期せぬ不測の事態に備え、地域農業の継続に必要な資金を確保するため	積立金の目標額は、10億円とする。	農作物価格や生産資材価格の著しい変動もしくは大規模な自然災害、その他の事由により生産者の経営に重大な影響がある場合、地域農業の継続のために支出した経費相当額を取り崩す。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 5 年 6 月 2 1 日

福光農業協同組合

代表理事組合長 幅田 浩司

6. 会計監査人の監査

2021年度及び2022年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人)

項 目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経 常 収 益	4,429	4,127	3,909	4,339	3,874
信 用 事 業 収 益	525	443	402	401	363
共 済 事 業 収 益	284	277	257	255	238
農 業 関 連 事 業 収 益	1,734	1,662	1,773	2,073	1,722
生 活 そ の 他 事 業 収 益	1,887	1,746	1,477	1,609	1,551
経 常 利 益	184	182	132	153	62
当 期 剰 余 金	263	156	122	116	46
出 資 金	985	983	981	977	975
(出 資 口 数)	(985,044)	(983,465)	(981,321)	(977,045)	(974,792)
純 資 産 額	4,984	5,132	5,140	5,204	5,043
総 資 産 額	72,104	71,536	73,190	72,440	73,205
貯 金 等 残 高	65,823	65,253	67,083	66,353	67,255
貸 出 金 残 高	5,031	4,891	5,266	5,528	5,405
有 価 証 券 残 高	7,427	7,118	6,778	6,726	7,245
剰 余 金 配 当 金 額	10	10	10	22	10
出 資 配 当 額	4	4	4	3	3
事 業 利 用 分 量 配 当 額	6	6	6	19	7
職 員 数	190	188	183	171	174
単 体 自 己 資 本 比 率	18.52%	16.84%	17.12%	17.58%	17.65%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位: 百万円、%)

項 目	3年度	4年度	増 減
資 金 運 用 収 支	380	342	△ 38
役 務 取 引 等 収 支	11	14	3
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 33	△ 27	6
信 用 事 業 粗 利 益	358	326	△ 32
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.55%	0.50%	△ 0
事 業 粗 利 益	1,438	1,391	△ 47
(事 業 粗 利 益 率)	1.80%	1.78%	△ 0
事 業 純 益	198	110	△ 88
実 質 事 業 純 益	198	111	△ 87
コ ア 事 業 純 益	198	111	△ 87
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)	198	111	△ 87

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)

4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費用

5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

7. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

8. 事業純益＝事業粗利益－一般管理費－一般貸倒引当金繰入額

9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

10. コア事業純益: 実質事業純益－国債等債券関係損益

11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、%)

項 目	3年度			4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	64,598	385	0.60%	64,995	346	0.53%
う ち 預 金	52,619	277	0.53%	52,651	237	0.45%
う ち 有 価 証 券	6,422	43	0.67%	6,896	42	0.62%
う ち 貸 出 金	5,557	65	1.17%	5,448	66	1.21%
資 金 調 達 勘 定	66,661	5	0.01%	67,048	4	0.01%
うち貯金・定期積金	66,660	5	0.01%	67,048	4	0.01%
うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	1	0	1.90%	－	－	－
総 資 金 利 ざ や	－		0.22%	－		0.15%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位: 百万円)

項 目	3年度増減額	4年度増減額
受 取 利 息	△ 24	△ 40
う ち 預 金	△ 17	△ 40
う ち 有 価 証 券	△ 8	△ 1
う ち 貸 出 金	1	1
支 払 利 息	△ 3	△ 1
うち貯金・定期積金	△ 3	△ 1
うち譲渡性貯金	－	－
う ち 借 入 金	△ 0	0
差 引	△ 22	△ 38

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	3年度		4年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	23,227	34.8%	24,985	37.3%	1,758
定 期 性 貯 金	43,433	65.2%	42,063	62.7%	△ 1,369
そ の 他 の 貯 金	-	-	-	-	-
計	66,660	100.0%	67,048	100.0%	389
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	66,660	100.0%	67,048	100.0%	389

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	3年度		4年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	41,009	100.0%	40,329	100.0%	△ 680
うち 固 定 金 利 定 期	40,985	99.9%	40,309	99.9%	△ 676
うち 変 動 金 利 定 期	24	0.1%	21	0.1%	△ 3

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	3年度	4年度	増 減
手 形 貸 付	23	33	10
証 書 貸 付	5,348	5,228	△ 119
当 座 貸 越	186	187	1
割 引 手 形	-	-	-
合 計	5,557	5,448	△ 109

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3年度		4年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	4,344	78.6%	4,248	78.6%	△ 96
変 動 金 利 貸 出	1,184	21.4%	1,156	21.4%	△ 28
合 計	5,528	100.0%	5,404	100.0%	△ 124

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	243	234	△ 9
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	93	80	△ 13
そ の 他 担 保 物	44	44	△ 0
小 計	380	358	△ 22
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	2,341	2,328	△ 13
そ の 他 保 証	573	651	78
小 計	2,914	2,978	64
信 用	2,234	2,068	△ 166
合 計	5,528	5,404	△ 124

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等			0
有 価 証 券			0
動 産			0
不 動 産			0
そ の 他 担 保 物	3	3	0
小 計	3	3	0
信 用			0
合 計	3	3	0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3年度		4年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	4,581	82.9%	4,477	82.8%	△ 104
運 転 資 金	947	17.1%	927	17.2%	△ 20
合 計	5,528	100.0%	5,404	100.0%	△ 124

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3年度		4年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	534	9.7%	556	10.3%	22
林 業	11	0.2%	9	0.2%	△ 2
水 産 業					0
製 造 業	457	8.3%	446	8.3%	△ 11
鉱 業	3	0.1%	5	0.1%	2
建 設 ・ 不 動 産 業	410	7.4%	445	8.2%	35
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	34	0.6%	39	0.7%	5
運 輸 ・ 通 信 業	85	1.5%	113	2.1%	28
金 融 ・ 保 険 業	675	12.2%	694	12.8%	19
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	643	11.6%	613	11.4%	△ 30
地 方 公 共 団 体	1,564	28.3%	1,373	25.4%	△ 191
非 営 利 法 人					0
そ の 他	1,114	20.1%	1,111	20.6%	△ 3
合 計	5,528	100.0%	5,404	100.0%	△ 124

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
農 業	531	559	28
穀 作	159	146	△ 13
野 菜 ・ 園 芸			0
果 樹 ・ 樹 園 農 業	202	199	△ 3
工 芸 作 物			0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農			0
養 鶏 ・ 養 卵			0
養 蚕			0
そ の 他 農 業	170	214	44
農 業 関 連 団 体 等			0
合 計	532	559	27

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
- なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
- そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	135	129	△ 6
農 業 制 度 資 金	397	429	32
農 業 近 代 化 資 金	390	423	33
そ の 他 制 度 資 金	7	7	△ 0
合 計	532	559	27

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	28	4	17	7	28
	4年度	35	1	29	5	35
危険債権	3年度	24	7	7	10	24
	4年度	27	11	8	8	27
要管理債権	3年度	0	0	0	0	0
	4年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	3年度	0	0	0	0	0
	4年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	3年度	0	0	0	0	0
	4年度	0	0	0	0	0
小計	3年度	52				
	4年度	62				
正常債権	3年度	5,493				
	4年度	5,359				
合計	3年度	5,545				
	4年度	5,421				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	3年度					4年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	3	—	2	3	3	3	—	3	3
個別貸倒引当金	21	19	—	21	19	19	15	—	19	15
合 計	23	22	—	23	22	22	19	—	22	19

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	3年度	4年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		3年度		4年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	9,161	55,906	9,915	58,241
	金 額	8,895	13,907	9,854	16,202
代金取立為替	件 数	—	2	—	1
	金 額	—	1	—	3
雑 為 替	件 数	130	496	154	350
	金 額	17	294	25	175
合 計	件 数	9,291	56,404	10,069	58,592
	金 額	8,912	14,202	9,879	16,380

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
国 債	5,461	5,559	98
地 方 債	861	1,216	355
政 府 保 証 債	—	20	20
社 債	100	100	△ 0
合 計	6,422	6,896	474

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
3年度								
国 債	1,100	2,000	200	-	1,100	1,000	-	5,400
地 方 債	-	-	-	100	-	900	-	1,000
社 債	-	-	-	-	100	-	-	100
4年度								
国 債	1,600	900	-	-	1,100	1,800	-	5,400
地 方 債	-	-	-	100	200	1,400	-	1,700
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	100	-	100
社 債	-	-	-	100	-	-	-	100

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種 類	3年度			4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	399	402	2	200	200	0
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
合 計		399	402	2	200	200	0

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種 類	3年度			4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	4640	4502	138	3,849	3,790	59
	地方債	101	100	1	100	100	0
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	小計	4741	4602	139	3,949	3,890	59
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	585	602	△ 17	1,367	1,478	△ 112
	地方債	902	919	△ 17	1,533	1,626	△ 93
	政府保証債	-	-	-	98	100	△ 1
	社債	99	100	△ 1	97	100	△ 3
	小計	1586	1621	△ 35	3,096	3,304	△ 208
合 計		6327	6223	103	7,045	7,194	△ 149

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位: 千円)

種 類		3年度		4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 系	終 身 共 済	505,631	44,915,359	378,800	42,718,148
	定 期 生 命 共 済	25,000	369,600	10,000	375,600
	養 老 生 命 共 済	136,700	11,575,089	132,800	10,068,334
	う ち こ ど も 共 済	103,700	3,247,171	108,800	3,106,058
	医 療 共 済	31,000	655,200	31,800	630,500
	が ん 共 済	-	85,000	-	82,500
	定 期 医 療 共 済	-	183,100	-	180,100
	介 護 共 済	69,180	869,763	96,422	953,453
	年 金 共 済	-	96,000	-	96,000
建 物 更 生 共 済		8,885,710	78,405,104	6,266,500	77,777,782
合 計		9,653,222	137,154,216	6,916,322	1,328,982,419

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位: 千円)

種 類		3年度		4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		206	19,045	13	17,329
		21,970	25,370	42,577	74,074
が ん 共 済		95	3,385	95	3,384
定 期 医 療 共 済		-	522	-	510
合 計		301	22,952	108	21,223
		21,970	25,370	42,577	74,074

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位: 千円)

種 類		3年度		4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		73,223	1,296,061	109,071	1,375,749
認 知 症 共 済		-	-	4,000	4,000
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		6,000	117,000	26,000	138,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		7,600	32,900	500	30,300
特 定 重 度 疾 病 共 済		41,500	69,500	10,300	76,300

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 別	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	96,581	615,602	16,136	608,029
年 金 開 始 後	-	299,760	-	291,863
合 計	96,581	915,362	16,136	899,893

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 別	3年度		4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	21,887,120	17,431	21,604,170	17,187
自 動 車 共 済		202,258		198,788
傷 害 共 済	14,461,900	8,190	14,151,800	8,067
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	4,000	24	4,000	24
賠 償 責 任 共 済		332		393
自 賠 責 共 済		22,222		22,536
合 計		250,457		246,998

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類			3年度	4年度
生産資材	肥 料		268,470	290,028
	農 薬		251,525	257,438
	農 機 具		518,777	367,662
	飼 料		112,679	130,595
	生 産 雑 資 材		348,438	111,343
	計		1,499,889	1,157,066
生活物資	米		20,390	20,067
	食 料 品		40,683	39,071
	酒 ・ 塩 ・ タ バ コ		17,533	16,712
	衣 料 品 ・ 装 飾 品		20,848	16,429
	日 用 品		19,403	16,818
	燃 料		7,952	8,956
	油 類		804,265	851,216
	自 動 車		247,496	247,352
	そ の 他 耐 久 資 材		226,846	135,541
	商 品 券 他		4,084	3,803
	計		1,409,500	1,355,966
合 計			2,909,389	2,513,032

(注) 4年度の取扱実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類			3年度	4年度
農産物	米		1,671,698	1,732,691
	麦		20,196	28,352
	豆 類 ・ 雑 穀		144,391	75,303
	野 菜		42,859	47,798
畜産物	生 乳		15,842	7,647
	牛		130,806	131,962
合 計			2,025,792	2,023,754

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目			3年度	4年度
収入	賦 課 金		5,577	5,547
	指 導 事 業 補 助 金		3,463	2,397
	実 費 収 入		15,421	15,275
	計		24,461	23,219
支出	営 農 改 善 費		41,513	37,258
	生 活 文 化 事 業 費		14,340	13,954
	教 育 情 報 費		10,555	10,881
	長 期 計 画 研 究 費		1,549	1,069
	計		67,958	63,162

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項 目	3年度	4年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20	0.08	△ 0.12
資 本 経 常 利 益 率	3.04	1.21	△ 1.83
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.15	0.06	△ 0.09
資 本 当 期 純 利 益 率	2.32	0.90	△ 1.42

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		3年度	4年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.33	8.04	△ 0.29
	期 中 平 均	8.34	8.13	△ 0.21
貯 証 率	期 末	10.14	10.77	0.63
	期 中 平 均	9.63	10.28	0.65

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,106,741	5,141,165
うち、出資金及び資本準備金の額	993,687	991,434
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	4,136,862	4,160,618
うち、外部流出予定額 (△)	22,368	10,125
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1,440	△ 762
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,681	3,382
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,681	3,382
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,109,422	5,144,548
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21,609	15,958
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21,609	15,958
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		

特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	21,609 15,958
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ)	5,087,813 5,128,589
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		26,271,334 26,507,938
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,655,483 2,539,016
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	28,926,818 29,046,954
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))		17.58% 17.65%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)		3年度			4年度		
		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	182	0	0	183	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,521	0	0	5,485	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	2,585	0	0	3,103	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	100	0	0
	地方三公社向け	100	0	0	100	0	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	52,282	10,456	418	52,467	10,493	420
	法人等向け	58	30	1	57	38	2
	中小企業等向け及び個人向け	137	41	2	136	42	2
	抵当権付住宅ローン	413	144	6	494	172	7
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	三月以上延滞等	9	0	0	9	0	0
	取立未済手形	6	1	0	5	1	0
	信用保証協会等保証付	2,342	228	9	2,329	226	9
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	345	301	12	352	308	12
	(うち出資等のエクスポージャー)	345	301	12	352	308	12
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	8,424	15,070	603	8,567	15,228	609
	(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象資本調達手段 等に係るエクスポージャー)	4,536	11,340	454	4,536	11,340	454
	(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー)	29	74	3	40	99	4
	(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に関する エクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,859	3,657	146	3,991	3,789	152
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちリスクスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	72,410	26,271	1,051	73,385	26,508	1,060
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	信用リスク・アセットの額の合計額	72,410	26,271	1,051	73,385	26,508	1,060

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額	所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額	所要自己 資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	2,655	106	2,539	102
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己 資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己 資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	28,927	1,157	29,047	1,162

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			3年度				4年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業		404	404			436	436	0	0
	林 業		1	1			0	0	0	0
	水 産 業						0	0	0	0
	製 造 業		2	2		2	2	2	0	2
	鉱 業						0	0	0	0
	建 設 ・ 不 動 産 業		115	27			108	19	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業						0	0	0	0
	運 輸 ・ 通 信 業		100		100		200	0	200	0
	金 融 ・ 保 険 業		56,630	607			56,775	607	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業		5	5			4	4	0	0
	日本国政府・地方公共団体		8,111	1,569	6,542		8,595	1,382	7,214	0
	上 記 以 外		492	42		1	534	38	0	2
	個 人		2,890	2,890		7	2,936	2,935	0	6
	そ の 他		3,659				3,796	0	0	0
業 種 別 残 高 計			72,410	5,546	6,642	9	73,385	5,422	7,414	9
残 存 期 間 別	1 年 以 下		53,324	239	802		54,320	251	1,603	
	1 年 超 3 年 以 下		2,429	325	2,104		1,202	301	901	
	3 年 超 5 年 以 下		699	299	400		303	303	0	
	5 年 超 7 年 以 下		714	614	100		872	672	200	
	7 年 超 1 0 年 以 下		2,245	939	1,306		2,072	678	1,394	
	1 0 年 超		4,925	2,995	1,930		6,367	3,051	3,316	
	期 限 の 定 め の な い も の		8,074	134			8,249	166	0	
	残 存 期 間 別 合 計		72,410	5,546	6,642		73,385	5,422	7,414	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	3年度					4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2	3	-	2	3	3	3	-	3	3
個 別 貸 倒 引 当 金	21	19	-	21	19	19	15	-	19	15

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分			3年度						4年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
			目的使用	その他					目的使用	その他				
法 人	農 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業		3	2	-	3	2	-	2	3	-	2	3	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外		1	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-
個 人			16	16	-	16	16	-	16	12	-	16	12	-
業 種 別 計			21	19	-	21	19	-	19	15	-	19	15	-

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		3年度			4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%		8,704	8,704		9,283	9,283
	リスク・ウェイト 2%					0	0
	リスク・ウェイト 4%					0	0
	リスク・ウェイト 10%		2,283	2,283		2,262	2,262
	リスク・ウェイト 20%		52,293	52,293		52,477	52,477
	リスク・ウェイト 35%		411	411		490	490
	リスク・ウェイト 50%		119	119		121	121
	リスク・ウェイト 75%		38	38		36	36
	リスク・ウェイト 100%		3,997	3,997		4,142	4,142
	リスク・ウェイト 150%					0	0
	リスク・ウェイト 250%		4,565	4,565		4,576	4,576
	その他					0	0
リスク・ウェイト 1250%						0	0
計			72,410	72,410		73,385	73,385

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

区分	3年度		4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け				
我が国の政府関係機関向け				100
地方三公社向け		100		100
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				
法人等向け	15		10	
中小企業等向け及び個人向け	1	38	1	40
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化(エクスポージャー)				
中央清算機関関連				
上記以外	39	78	40	78
合計	55	216	51	319

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	345	345	352	352
合 計	345	345	352	352

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

3年度			4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

3年度		4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

3年度		4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	3年度	4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

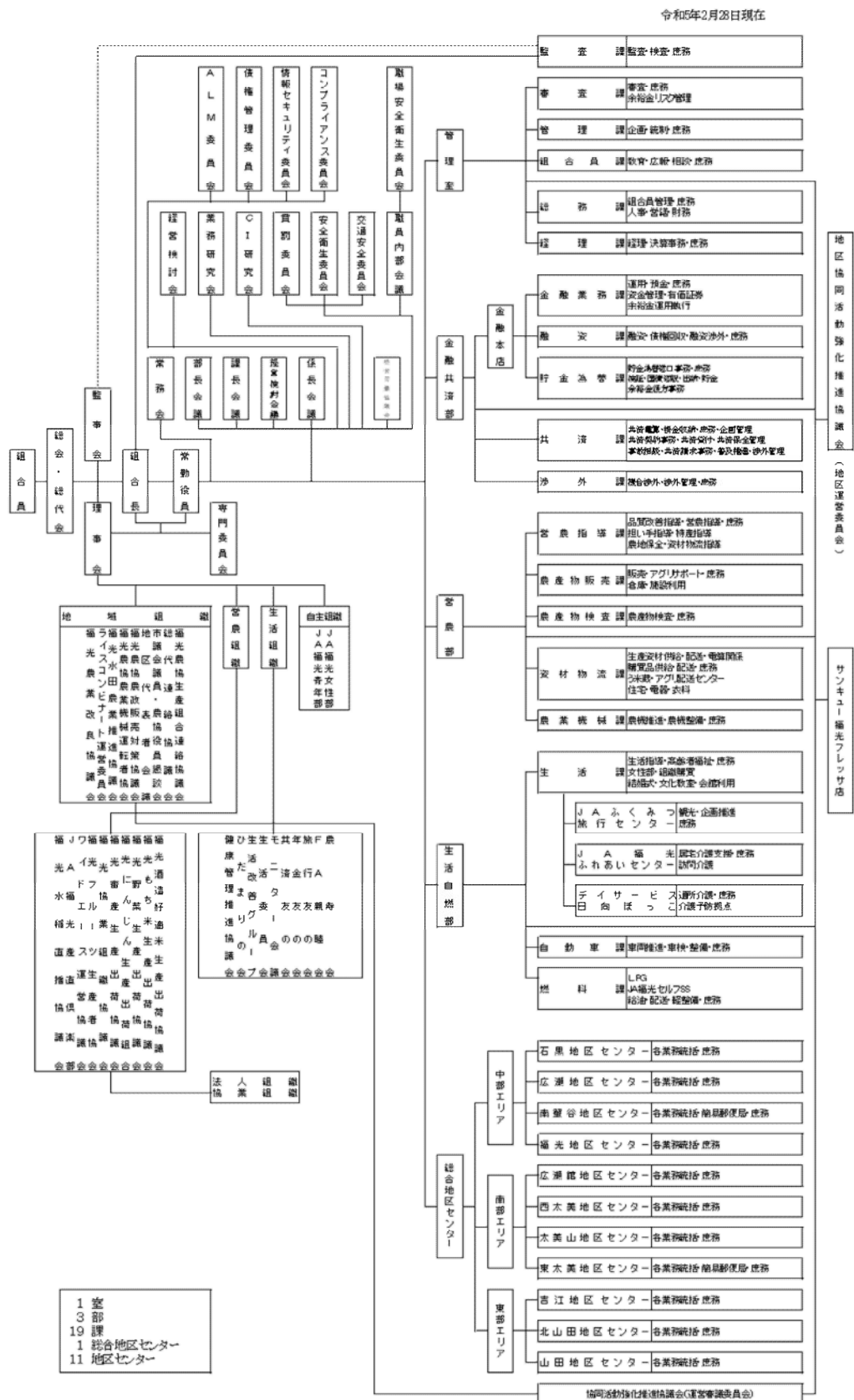
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	424	304	82	61
下方パラレルシフト				
スティープ化	487	386		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下	54			
最大値	487	386		61
	当期末		前期末	
自己資本の額	5,129		5,088	

【 J A の概要】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和5年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	幅 田 浩 司	理 事	定 村 仁 志
常 務 理 事	池 田 豊 一	理 事	坂 井 敏 之
常 務 理 事	富 澤 年 司	理 事	神 田 正 夫
理 事	高 瀬 行 雄	理 事	川 原 昌 彦
理 事	山 下 晴 夫	理 事	上 坂 孝
理 事	木 屋 英 樹	理 事	川 合 初 浩
理 事	長 谷 川 慶 一	理 事	岩 崎 栄 孝
理 事	浅 野 清 治	理 事	加 藤 博 子
理 事	法 邑 定 義	代 表 ・ 常 勤 監 事	江 田 博 史
理 事	木 下 三 枝 子	監 事	西 尾 一 郎
理 事	中 田 俊 二	監 事	西 村 信 二
理 事	荒 山 進	監 事 (員 外)	荒 井 勇 一
理 事	瀬 川 政 孝		

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 柴田 剛 氏 です。

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	3年度	4年度	増 減
正 組 合 員	3,829	3,784	△ 45
個 人	3,796	3,749	△ 47
法 人	33	35	2
准 組 合 員	1,733	1,709	△ 24
個 人	1,550	1,525	△ 25
そ の 他 団 体	183	184	1
合 計	5,562	5,493	△ 69

5. 組合員の組織

	組織名	構成員数	備 考
生産組織	福光酒米、もち米、優良米生産組合	4組織	4地区
	福光野菜生産出荷協議会	66組織	
	福光にんじん生産出荷組合	17組織	
	福光畜産生産出荷協議会	3名	
	福光協業組織協議会	48組織	
	福光フルーツ生産者協会	12名	
	土づくり資材散布車(ワイドエース)運営協議会	3組織	3地区運営委員会
	大豆コンバイン組合	5組織	5地区運営委員会
生活組織	FA親睦会	72名	
	農寿会	152名	
	年金友の会	2,784名	1協議会 11地区
	共済友の会	524名	1協議会 11地区
	旅行友の会	8組織	
	ひだまりの会	102名	協力会員80名、賛助会員16名、利用会員6名
	グループ・サークル	54名	各支部 7グループ
	健康管理推進委員会	16名	1協議会 11支部委員会
	生活委員会	16名	
自主組織	マイカー倶楽部	897名	
	JA福光女性部	407名	1本部 11支部
	JA福光青年部	328名	1本部 11支部
地域組織	福光農協生産組合連絡協議会	119名	11地区生産組合協議会
	福光農協農政・販売対策協議会	380名	
	福光農協農業機械運転者協会	168名	
	福光水田農業推進協議会	59名	
	ライスコンビナート運営委員会	74名	11地区運営委員会
	福光農業改良協議会	43名	
	総代協議会	530名	11地区センター
	地区代表者会議	11名	年1回
営農組織	法人組織	33組織	10地区センター
	任意組織(協業・転作)	32組織	9地区センター

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

南砺市(平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町の地域に限る)

8. 店舗等のご案内

(令和5年5月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM 設置台数
本所(管理室)	南砺市荒木5318	52-1335	
総合地区センター	南砺市荒木5318	52-1325	
金融共済部 金融本店	南砺市荒木5318	52-1331	2台
金融共済部 共済課	南砺市荒木5318	52-1332	
生活自燃部 生活課	南砺市荒木5318	52-2841	
JAふくみつ旅行センター	南砺市荒木5318	52-8181	
JA福光ふれあいセンター(居宅介護)	南砺市福光1165	52-8585	
JA福光ふれあいセンター(訪問介護)	南砺市福光1192	52-2621	
デイサービス日向ぼっこ(通所介護)	南砺市福光1192	52-3939	
営農部 アグリフロンティアセンター	南砺市天神237-1	52-4153	
アグリ配送センター	南砺市天神242	52-8530	
う米蔵	南砺市天神241	52-7171	1台
農機整備場	南砺市天神242-1	52-6616	
自動車燃料センター	南砺市荒木990	52-3445	
JA福光セルフSS	南砺市遊部770	52-4170	1台
東太美簡易郵便局	南砺市土生新349	52-2424	
南蟹谷簡易郵便局	南砺市砂子谷1390	58-1011	
店舗外ATM設置店	福光地区センター		1台
	南砺市役所福光庁舎前		1台
	サンキューフレッサ店		1台

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則２０４条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	83
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	84
○ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	84
○ 事務所の名称及び所在地	86
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	85
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	20 - 32
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	2
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58
・経常利益又は経常損失	58
・当期剰余金又は当期損失金	58
・出資金及び出資口数	58
・純資産額	58
・総資産額	58
・貯金等残高	58
・貸出金残高	58
・有価証券残高	58
・単体自己資本比率	58
・剰余金の配当の金額	58
・職員数	58
・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	66
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	59 - 70
◇ 主要な業務の状況を示す指標	59.60.70
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	59
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	59
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	59
・受取利息及び支払利息の増減	59
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	70
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	70
◇ 貯金に関する指標	60
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	60
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	60
◇ 貸出金等に関する指標	60
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	60
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	60
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	61
・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	61
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	61
・主要な農業関係の貸出実績	62
・貯貸率の期末値及び期中平均値	70
◇ 有価証券に関する指標	64 - 66 . 70
・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	64
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	65
・有価証券の種類別の平均残高	64
・貯証率の期末値及び期中平均残高	70

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則２０４条関係）

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	6 - 7
○ 法令遵守の体制	8 - 18
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	3 - 5
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10.17
<直近の２事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	34.35.56
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	63
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63
・危険債権	63
・三月以上延滞債権	63
・貸出条件緩和債権	63
・正常債権	63
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の	63
○ 自己資本の充実の状況	71.72
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	66
・有価証券	66
・金銭の信託	66
・デリバティブ取引	66
・金融等デリバティブ取引	66
・有価証券店頭デリバティブ取引	66
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
○ 貸出金償却の額	64
○ 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	57